

# 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

札幌市立宮の丘中学校

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、子どもの命に係る重大事態に発展するおそれがあり、その防止を重要課題と認識して実施する必要がある。

いじめ防止に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係の構築に向けた教育活動を推進していくことが必要である。

また、「いじめてしまう子ども（加害）」「いじめられてしまう子ども（被害）」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の生徒を対象とした指導が重要である。

そのために、全教職員が、本校の学校教育目標である「未来をひらく 人間性豊かな生徒の育成」を基本理念とし、めざす生徒像「自立と共生をめざし 心豊かに行動できる生徒」を育成するため、学校経営の方針である「人間性豊かに 自ら進んで未来を創造する力を育む」を基本的な姿勢として、いじめ防止の取組を組織的、体系的、計画的に推進していく必要がある。

## 2 本校の実態

生徒数 542 名、18 学級（1 学年 6 学級、2 学年 5 学級、3 学年 5 学級、特別支援 2 学級）であり、札幌市では平均的な規模である。母体の小学校は、5 校あるが、その中の 1 校からの入学者数が全体の 6 割と多い。そのため、入学者が少ない小学校から入学する生徒は孤立化しやすい傾向にある。学校全体は、落ち着いているが、人間関係をうまく構築することができず、不登校になる生徒も少なくない。

今年度も、生徒指導委員会、学びの支援委員会等の特別委員会を活性化させ、スクールカウンセラーや相談支援パートナー・学びのサポーターと連携したケース会議を行うことで、教職員間の情報共有を図っている。

また、校内研修において、言語活動の充実を図るために、学び合いの場面を適切に設定することにより、人間関係づくりを高める授業をし、豊かな人間性を身につけた生徒を育成する取組を推進している。

## 3 いじめ対策組織

- (1) 本組織の責任者は校長とし、いじめ防止等の全ての取組を監督する。
- (2) 本組織の構成員は、管理職、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係担任とする。
- (3) 校長の不在時は、教頭、主幹教諭が責任者を務め、対応に当たる。対応に際しては校長に報告し、決済を得る。
- (4) 本組織における定例の会議を月に 1 回開催し、いじめの認知や解消の判断を組織的に行う。場合によっては、職員会議や学びの支援委員会の中で、本会議を行うことがある。
- (5) いじめの疑いを把握した場合は、構成員が全員そろわない場合であっても、出席可能な構成員で速やかに会議を開催し、対応に当たる。

## 4 いじめ防止に関する具体的な取組

### (1) 子どもの権利条例の理念を踏まえた取組

- ①生活テーマを設定し、「人を思いやる心を持つ」、「人の嫌がることをしない」取組を行う。
- ②規律ある校内生活を通して、生徒が安心して学校生活が送れるよう努める。

### (2) いじめの未然防止の取組

- ①道徳をはじめとする心の教育に、生徒の発達段階を踏まえ、教育活動全体を通して取り組む。
- ②人間関係の基本的なやり取りを身に付ける機会を設ける。
- ③生徒の主体的な活動を推進し、自己肯定感、自己有用感を育む。
- ④青少年健全育成推進会などを通して、地域と連携し取り組む。
- ⑤情報モラル教育の充実を図り、保護者への啓発活動を行うことにより、ネットによるいじめの防止に取り組む。
- ⑥生徒一人一人に寄り添った相談を進めるために、時間を十分に確保して教育相談を実施する。

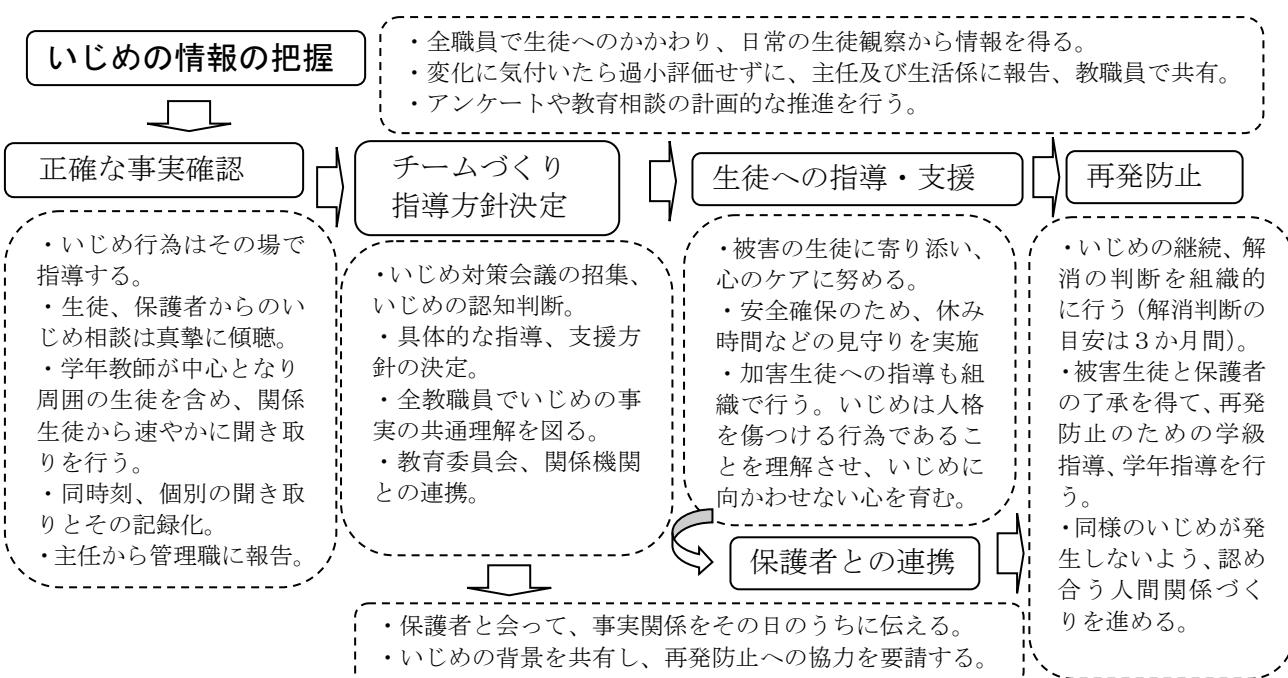
### (3) 早期発見の取組

- ①教職員がいじめを積極的に認知できるよう巡回活動を充実させ、日常から情報収集に心がける。
- ②子どもの近くにいる状態を、できるだけ多くつくるように努める。
- ③アンケートや教育相談を計画的に実施する。

### (4) 早期対応の取組

- ①速やかに組織的に対応する。
- ②いじめを受けている生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安心・安全を確保する。
- ③速やかに関係する生徒の保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める。
- ④事実関係の確実な把握を行う。
- ⑤再発防止に向けた保護者への対応をしっかりと行う（加害、被害の両者へ）。
- ⑥いじめの解決に向けた集団への働きかけを行う。
  - ・「加害生徒」、「被害生徒」、「周りで見ていた生徒」それぞれへ、適切な指導を行う。
  - ・認め合う人間関係が構築できるように、集団づくりを進める。

## 5 組織的ないじめ対応の流れ



## 6 いじめ防止等に関する取組の年間計画

月	生徒支援部関係	未然防止	早期発見	保護者・地域との連携
4	・学校いじめ防止基本方針の確認 ・生徒指導研修会 ・いじめ対策会議	・全校集会	・S C、相談支援パートナー等の生徒・保護者への周知 ・教育相談	・P T A総会 ・学年保護者集会 ・学校公開日
5	・学びの支援委員会 ・いじめ対策会議	・生徒総会 ・教育相談		
6	・生活標語への取組 ・いじめ対策会議	・教育相談	・教育相談 ・悩みやいじめに関するアンケート実施	・学校公開日
7	・人権教室 ・いじめ対策会議	・期末懇談会	・期末懇談会	・期末懇談会
8	・いじめ対策会議		・夏休み明け生活調べ アンケート	
9	・いじめ対策会議 ・学びの支援委員会			
10	・いじめ対策会議			・青少年健全育成推進会
11	・学校評価・授業アンケート実施 ・いじめ対策会議 ・薬物乱用防止教室	・教育相談	・悩みやいじめに関するアンケート実施 ・教育相談	・保護者アンケート ・学校公開日
12	・いじめ対策会議	・期末懇談会	・期末懇談会	・期末懇談会
1	・年度末反省の実施 ・いじめ対策会議		・冬休み明け生活調べ アンケート	
2	・年度末反省の実施 ・いじめ対策会議 ・学びの支援委員会	・中学校へ授業見学 (小学校)		
3	・学びの支援委員会 ・いじめ対策会議	・新入学生徒に関する情報交換 (小学校)		・学校関係者評価の実施と公表 ・学校評価の検証と公表
通年	・職員会議における情報交換 ・生徒指導委員会	・各種集会等における校長や教師の講話 ・学校、学年、学級、保健だより等の発行 ・道徳教育の充実 ・日常の授業の充実 ・生徒会活動の充実 ・部活動の充実	・日常の健康観察 ・S C、相談支援パートナー等による相談活動、たよりの発行 ・休み時間等の巡回活動	・P T A役員の方々との活動